

## 「鳥取環境大学を支援する会」規約

### （名称）

第1条 本会は、「鳥取環境大学を支援する会」と称する。

### （目的）

第2条 本会は、鳥取環境大学を幅広く支援し、鳥取県域とともに発展させることを目的とする。

### （事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鳥取環境大学及びその学生に対する支援に関すること。
- (2) 産業界並びに地域との交流に関すること。
- (3) その他本会の目的達成のために必要な事項に関すること。

### （組織）

第4条 本会は、以上の趣旨に賛同する企業及び団体等をもって組織する。

### （役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員は、総会において選任する。

3 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

### （役員の仕事）

第6条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代行する。

3 理事は、本会の事業を遂行するために必要な事項の審議及び、総会の議決に従い、本会の事業の円滑な運営を図る。

4 監事は、本会の財務その他の業務を監査する。

### （幹事）

第7条 本会に幹事を置く。

2 幹事は、会長が委嘱する。

### （総会）

第8条 本会は、毎年1回定期総会を開催する。また、その他必要があるときは、臨時総会を開催する。

2 総会の議長は、会長が務める。

3 総会は、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び予算、並びに事業報告及び決算に関すること。
- (3) その他重要な事項に関すること。

4 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(役員会)

第9条 役員会は、必要に応じ開催し、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項及び総会から付託された事項に関する事。
- (2) 総会等を招集するいとまのない緊急事項に関する事。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する重要事項。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長が委嘱した幹事長及び幹事をもって構成する。

2 幹事会は、必要に応じ開催し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本会の事業の企画、調整事項の検討。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他本会の運営に必要な事項に関する事。

(招集)

第11条 総会及び役員会は、会長が招集する。

2 幹事会は幹事長が招集する。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため、鳥取商工会議所内に事務局を置く。

2 事務局の組織、その他事務処理に関する事項は、会長が定める。

(会計及び会計年度)

第13条 本会の事業運営経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

2 会費の額その他会費に関する事項については、役員会で定める。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日までとする。ただし、平成7年度の会計は、本会設立の日から平成8年3月31日までとする。

(その他)

第14条 本規約に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は、役員会で定める。

附 則

この規約は、平成8年2月28日から施行する。

- ・平成8年7月22日名称・規約一部改正  
「鳥取に公立大学を実現させる会」から「鳥取に環境大学を実現させる会」へ
- ・平成13年1月19日名称変更  
「鳥取に環境大学を実現させる会」から「鳥取環境大学を支援する会」へ
- ・平成13年6月13日名称変更に伴う規約一部改正

## 「鳥取環境大学を支援する会」会費規程

### （目的）

第1条 この規程は、「鳥取環境大学を支援する会」規約第13条第2項の規程に基づき、会費に関する事項を定めることを目的とする。

### （会費の額）

第2条 会費は口数制とし、年額会費の1口金額は15,000円とする。

### （会費の減額）

第3条 会費の減額は、会員の申し出により役員会で審議し、決定することができる。

### （会費の納入）

第4条 会費は、各会計年度ごとに納入するものとする。ただし、平成7年度の会費についてはこの限りでない。

2 会費の納期は、当該年度4月末とする。

### 附 則

この規程は、平成8年2月28日から施行する。

・平成14年7月22日 会費30,000円を15,000円に改定